



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋田 泰夫
(コード番号 9042 東証プライム)
問合せ先 グループ経営企画室 経理部長 信本 秀夫
(TEL. 06-6373-5013)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

自己株式の取得は、株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため実施するものであり、また、当社は「自己株式については、保有の上限を発行済株式総数の 5% とし、上限を超過した場合は消却する」ことを株主還元の方針としており、2025 年 3 月 31 日時点で同比率は 5% であるため、本自己株式の取得が完了した後に、自己株式の消却を実施するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 170 万株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.71%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 58 億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025 年 5 月 21 日～2025 年 9 月 22 日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 2025 年 9 月 30 日時点において、消却後に保有する自己株式数が、消却後の発行済株式総数の 5% 以下となるために消却すべき最小の自己株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2025 年 10 月 31 日 |

(ご参考) 2025 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	240,352,481 株
自己株式数	12,656,275 株

(注) 役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式は、自己株式に含めておりません。

以 上